平成２５年（フ）第１５９９号
愛知県津島市神守町字森本10番地２
債務者　小西　清隆
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４３号
兵庫県南あわじ市神代富田60番地１
債務者　吉川　清
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２５年（フ）第３６号
福岡県飯塚市大日寺605番地１
債務者　池田　裕臣
1　決定年月日時　平成25年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第１２号
長崎県対馬市厳原町大手橋1044番地
債務者　陶山　庄二
1　決定年月日時　平成25年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２５年（フ）第１３号
長崎県対馬市美津島町大船越320番地２、前住所長崎県対馬市美津島町大船越227番地第１ロ
債務者　黒岩二三男
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２５年（フ）第２６４７号
大阪府高槻市芝生町１丁目43番２号　ラ・ヴィレット202号
債務者　澤口　隆之
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９２８号
大阪市住吉区南住吉２丁目８番13―301号
債務者　野田頭未紗
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９９２号
大阪府東大阪市御厨栄町２丁目５番３号
債務者　北野　喜広
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２３３号
大阪市西淀川区姫里２丁目15番16―205号、前住所大阪市西淀川区野里２丁目13番16―605号
債務者　島野　廣美
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２７６号
大阪市大正区平尾５丁目９番19号　平尾マンション201号
債務者　伊井　佑介
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３５０号
大阪府吹田市佐井寺１丁目13番３―102号
債務者　杉之原広幸
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５１３号
大阪市大正区鶴町４丁目11番３―404号
債務者　阿部　冨吉
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５１４号
大阪市大正区鶴町４丁目11番３―404号
債務者　阿部みわこ
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７８号
熊本市中央区九品寺４丁目23番23号　Ｎｉｃｅマンション九品寺熊大医学部前703、前住所熊本市中央区神水本町１番30―710号サーパス神水本町第２
債務者　木下美智代（旧姓喜下）
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５８６号
熊本市北区植木町舞尾665番地１　レインボースカイハイツ101号、前住所熊本市北区植木町一木195番地６
債務者　髙木セツヨ
1　決定年月日時　平成25年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１４６６号
愛知県知多市日長字播摩53番地
債務者　吉川　元康
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６２１号
名古屋市港区善進本町221番地の１　油屋ハイツ中野Ⅱ　303号
債務者　中根智恵子
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部